

○東京藝術大学短期宿泊施設「利根川荘」利用規則

〔平成5年9月30日〕
制 定

改正 平成11年4月15日 平成13年3月27日
平成16年4月1日 平成18年1月10日
平成25年10月24日 令和2年3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学短期宿泊施設（以下「利根川荘」と称する。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 利根川荘は、東京藝術大学の役職員、学生及びその他美術学部長の認める者が、取手校地における正課及び課外活動その他の教育研究活動を遂行するため、短期の宿泊に利用することを目的とする。

(管理責任者)

第3条 利根川荘の管理責任者は、美術学部長とする。

(利用の申請)

第4条 教員は、その教育計画に基づき正課の講義、演習及び実技・実習を遂行するため、利根川荘を利用する場合は、利根川荘利用願（以下「利用願」という。）にその教育計画を添付し、所属の教務担当係を経由して前年度の2月末日までに、美術学部長に申請するものとする。

2 学生は、個人又はグループとして利根川荘を利用する場合は、指導教員を経由して利用願を利用開始の5日前までに美術学部長に申請するものとする。

3 前2項のほか、美術学部長が認める場合は、別に定めるところにより、利根川荘の利用を申請することができる。

(施設の利用の開始)

第5条 利用の許可を受けた者（学生等のグループの場合はその責任者）は、利根川荘利用許可書（以下「利用許可書」という。）、身分証明書又は学生証を取手事務室に提示してその利用を開始する。

(利用期間)

第6条 利用期間は、原則として1泊以上引き続き4泊以内とする。ただし、美術学部長が許可した場合は、これを超えることができる。

(利用期間の変更)

第7条 利用期間の変更（短縮・延長）をする場合は、教員は所属の教務担当係を経由して利根川荘利用変更願（以下「利用変更願」という。）を美術学部長に提出し、承認を受けなければならない。

2 学生の個人又はグループが、利用期間の変更（短縮・延長）をする場合は、利用変更願を指導教員を経由して美術学部長の承認を受けなければならない。

(利用の承認)

第8条 美術学部長は、第4条又は前条の規定により利用申請があった場合において、適当と認めるときは、利用許可書又は利用変更許可書（別紙様式）を交付

し、許可するものとする。

(実費負担)

第9条 利用者は、別に定めるところにより、その利用に伴う費用を納入しなければならない。

(利用上の遵守事項)

第10条 利用者は、別に定める東京藝術大学利根川荘利用心得を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失により、施設又は設備備品を破損若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、利根川荘の利用に関し必要な事項は、美術学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年9月30日から施行し、平成5年7月30日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月15日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。